市街化調整区域の「自己用住宅等」許可基準(概要)

この表は、「かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例」及び茨城県開発審査会付議基準(市街化調整区域における開発許可・建築許可基準)の中から、自己用住宅等の代表的なものについて、許可基準の概要を示したものです。

市条例には、2号から7号、付議基準には、提案基準1~12、包括承認基準1~19の各基準があります。詳しくは、茨城県宅地開発関係資料集に掲載されておりますので、ご参照ください。(茨城県のホーM°ージー→建築指導課にも掲載があります) (平成29年4月1日現在)

要件等	適用の範囲等	住宅を必要とする 理由等	申請者の資格等	申請土地の要件(取得状況等)	予定建築物の 用 途	予定建築物の 規 模	土地の面積	備き	考
要件等条例等(略称)条例6条1項2号(既存集落)	適用の範囲等 概ね50戸以上の建築物(住宅)が70m未満の敷地間隔で建ち並んでいる(連担している)集落内の自己用住宅 ※ 当該集落は、自然的条件及び社会的条件に照らして独立した一体的な日常生活圏を構成していること ・概ね50戸とは40戸が下限です・連担は、市街化区域への連担でもよいが、同一市町村内が原則です	理由等 次のいずれかに該当する	通勤可能地(原則2時間以内)で次のいすれ □右の土地所有者 □出身者(次のいすれかに該当する者) ・線引日以前に申請地と同一大字内又は隣接 大字内に本籍又は住所を有していた者 ・上記に該当する者の血族2親等又は姻族1 親等以内の者 ・申請地と同一大字内又は隣接大字内に10 年以上都市計画法に違反しないで住んでいる者、もしくは住んでいた者 □右の土地所有者 ※親族とは、申請者からみて血族6親等姻族	(取得状況等) か □線引日前から所有している者 □所有している土地又は取得する土地 □線引日前から所有していた親族からの相続・贈 与・売買により取得した土地又は取得する土地 □上記土地の代替地として次のいずれかにより	予定建築物の 用 途 自己の居住のための一 戸建専用住宅 (自己用住宅)	が定建築物の 規模 概ね 200㎡以下 高さは 原則10m以下	土地の面積 概ね 200㎡以上 500㎡以下	備	הוא
条例6条1項3号(小規模既存集落)	現に6戸以上の建築物(住宅)が70m未満の 敷地間隔で建ち並んでいる集落(小規模既存 集落)内の自己用住宅 ※当該集落は、線引日以前から既存の集落形 態を有し、かつ、周辺が農業振興上開発が制 限される等スプロール化の恐れのない独立		3親等以内者(民法第 725 条による親族) 次のいずれか □線引日前に当該集落内に本籍又は住所を有していた者 □上記の者の血族2親等又は姻族1親等以内の者	取得した土地 ・既存集落内に該当地がないため線引日前からの所有者と交換 ・法的に建築不可能地のため交換 ・公共事業により建築することが事実上不可能になり、その代替地として取得 当該小規模既存集落内に存し、次のいすれか口申請者が所有している土地口申請者が取得する土地	自己の居住のための一戸建専用住宅	概ね 200㎡以下 高さ10m以下	概ね 200㎡以上 500㎡以下		
条例6条1項4号(世帯分離)	場合の自己用住宅	現在又は過去に世帯主と 住居及び生計を一にして いる親族の者が居住する ため	において、当該世帯主と住居及び生計を一に	次のいずれか □現在の敷地の一部を利用(敷地分割) □現在の敷地の隣接地で、世帯主又は世帯員が所有している土地又は取得する土地	自己の居住のための一戸建専用住宅	概ね 200㎡以下 高さ10m以下	概ね 200㎡以上 500㎡以下 ・既存住宅の敷地内 の場合はこの限 りでない		
条例6条1項5号(敷地増)	線引時に既に存していた自己用住宅又は線 引日以後都市計画法の開発又は建築許可を 得て建築した自己用住宅で敷地を拡大する 場合	物の計画に際し、敷地が狭	線引時に存していた住宅 …世帯主又は世帯員 線引日以後許可を得て建築した住宅 …当該許可を得た者 又は当該住宅を相続した者	拡張を計画する土地は、従前の敷地に接し、かつ 次のいすれか 口申請者又は同居の親族が所有している土地 口申請者又は同居の親族が取得する土地	自己の居住のための一 戸建専用住宅		拡張後の敷地面積 は概ね500㎡を 限度とする		
条例6条1項6号(道路位置指定内)	概ね50以上の建築物が70m未満の敷地間隔で連担している集落内にあり、線引きの日前に建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置指定を受けた区域内の敷地	_	-	_	一戸建ての専用住宅	高さ10m以下	概ね200㎡以上 ・位置指定を受けた 時点で予定地が 区画された宅地と して計画されてい る場合はこの限り ではない		
包括承認基準18 (線号前宅地)	次のいずれか □市街化区域に隣接、近接し、50以上の建築物が連たんする集落内で、登記簿の地目が線引き日前から継続して宅地 □法改正前の43条1項6号ロの確認を受けたもの	_	_	次のいずれにも該当する土地 □建築基準法42条1項の道路に面する (自己の居住のための一戸建専用住宅は除く) □排水が敷地外へ放流できる(自己の居住のため の一戸建専用住宅は除く)	・住宅(1種低層住居専用 で認められる兼用住宅も 可)	高さ10m以下	300㎡以上 (法以前の既存敷地 緩和有り)	・建ペい率6 ・容積率20	
34条第11号,同条第12号の区域指定	指定された区域内 ※指定日 霞ヶ浦地区(H15.7.17) 千代田地区(H29.4.1)	_	_	_	・住宅 ※その他の用途も集落の種 類によって一部可 (詳細は基準参照)	高さ10m以下	300㎡以上 (指定日以前の既存 敷地緩和有り)	・建ペい率6 ・容積率20	